



8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・当商品は、マル優対象外です。</li> <li>・個人のお客様は通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</li> </ul>
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>・6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul> </li> </ul>
10. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融共済部(電話:049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</li> </ul>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間:令和8年4月1日(水)~令和9年2月26日(金) ※募集上限50億円に達した場合、販売を終了いたします。</li> <li>・お一人様、一契約までとなります。</li> <li>・金融情勢の変化等により、予告なく取扱期間中に本商品を終了、または内容を変更する場合がございます。</li> </ul>

詳しくは、支店窓口にお問い合わせください。

JAいるま野